

利益相反の開示

下記 1-9 に該当する場合、正確な情報を発表時に開示をお願いします。

- 1 企業・法人組織等の役員、顧問職、社員等については、一団体からの報酬額が年間 100 万円以上（当該組織が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける雇用関係にある場合は除く）。
- 2 株式の保有については、一企業についての一年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上、または当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- 3 特許権等実施料については、一団体からの一つの実施料が年間 100 万円以上。
- 4 会議出席・講演など労力の提供に対する支払については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- 5 パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- 6 研究費については、一団体から支払われた総額が年間 200 万円以上。
- 7 奨学（奨励）寄付金については、一団体から、申告者が代表者として受けた総額が年間 200 万円以上。
- 8 寄付講座に所属している場合には、金額の定めなく所属の有無を申告する。
- 9 その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、一つの企業・法人等から受けた総額が年間 5 万円以上。

以上